

# 公益社団法人 都城青年会議所 特定費用準備資金取扱規則

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

この規則は、公益社団法人都城青年会議所（以下、「この法人」という。）の特定費用準備資金の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (定 義)

特定費用準備資金は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

### 第3条 (原 則)

この規則による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

## 第2章 特定費用準備資金

### 第4条 (特定費用準備資金の保有)

この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

### 第5条 (特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること

### 第6条 (特定費用準備資金の管理・取崩し等)

前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、そ

の決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

### 第3章 公表及び経理処理

#### 第7条（特定費用準備資金の公表）

特定費用準備資金の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、定款第63条による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

#### 第8条（特定費用準備資金の経理処理）

特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

#### 第9条（細則）

この規則の実施に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

#### 附 則

この規則は平成24年4月1日より実施する。